

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本業務は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき実施される業務である。

令和7年12月19日

支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長 平山 大輔

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 図面作成等業務（単価契約）（岩見沢河川事務（電子入札対象案件）
所等）（電子契約対象案件）
- (2) 業 務 内 容 公示用書類のとおり
詳細は入札説明書等による。
- (3) 履 行 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 札幌開発建設部管内
- (5) 入 札 方 法

ア 本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムにより難い場合は、事前に紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式で参加することができる。

電子調達システムで使用できるICカードは、資格審査結果通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札・見積権限及び契約締結権限について電子調達システムにより委任状の承認を受けた者のICカードのみである。

イ 入札は、総価格で行う。

なお、本件は単価契約であり、入札金額は公示用設計書に示す各予定数量に各単価を乗じた金額の合計とすること。ただし、入札書記載金額については、下記ウに留意すること。

また、落札予定の通知を受けた者は、各単価を内訳書に記載して提出すること。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。以下同じ。）に該当する者でないこと。

なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、次に掲げる事項を記載した誓約書（様式10-1）を提出すること。

ア 法第15条において準用する法第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

イ 暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容）について北海道開発局長が別に定める手続（別添1を参照。）により行う警察庁への意見聴取に協力すること。（確認用電子データ作成様式（様式1）及び入札参加事業者確認資料送付書（様式2）を提出すること。様式1については、エクセルデータで提出すること。）

なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効とされることに異存がないこと。また、北海道開発局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかつたときは、北海道開発局競争契約入札心得第6条第1項第11号に該当するものとして入札無効されることに異存がないこと。

- (2) 預算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省府統一）「役務の提供等」において、A、B又はCの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）
ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の書類を提出している者を除く。）でないこと。
- (5) 申請書等の受領期限の日から落札決定の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 電子調達システムから入札説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から入札説明書等の交付を受けた者であること。
- (8) 当該業務と同等又は類似の業務の履行実績を有することを証明した者であること。
- (9) 別紙業務仕様書に基づいた業務の履行が可能である設備、体制等を有することを証明した者であること。
- (10) 事業協同組合等と当該組合等の構成員は、同時に本件業務の入札に参加することができない。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問合せ先
〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目
北海道開発局 札幌開発建設部 契約企画課 調達スタッフ
電話 011-611-0269 電子メールアドレス hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp
- (2) 電子調達システムのURL及び問合せ先
調達ポータル
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
上記3(1)の問合せ先に同じ
- (3) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
ア 期間 令和7年12月19日（金）から令和8年2月4日（水）まで
イ 場所及び方法
電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下札幌開発建設部ホームページを参照すること。
https://www.hkd.mlit.go.jp/sp/keiyaku_kikaku/kluhh40000001vhw.html
（入札説明書に対する質問があった場合の回答書についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

なお、紙入札を希望する者であっても電子調達システムにより交付を受けることが可能である。

ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記3(1)に問い合わせること。

(4) 申請書等の提出方法

申請書等は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者（支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の承諾を得た場合及び事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等によることができる（電子メールによる提出は認めない）。

ア 受付期間 令和7年12月19日（金）から令和8年1月20日（火）12時00分まで

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）。

イ 持参又は郵送等の場合の送付先 上記3(1)と同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等により提出することができる（電子メールによる提出は認めない）。この場合においては、入札書を封筒に入れ封かんし、かつその封皮に、氏名（法人にあっては商号又は名称等）、当該入札件名及び開札年月日を朱書きしなければならない。

ア 電子調達システム又は紙入札（持参又は郵送等）による入札書の受領期限

令和8年2月2日（月）12時00分まで

イ 開札の日時 令和8年2月4日（水）10時00分

ウ 開札の場所 〒060-8506 北海道札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局 札幌開発建設部 入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(3) 入札の無効

ア 本入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

イ 入札説明書等の交付を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者又は2者以上のために交付を受けた者がいる場合は、北海道開発局競争契約入札心得（平成24年3月28日付け北開局会第728号及び北開局工管第250号）第6条第1項第11号に該当する入札として入札を原則無効とし、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取りやめこと、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 入札執行回数

原則として、当該入札の執行において、入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予決令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

本業務に係る落札決定及び契約締結は、令和8年4月1日を予定しているが、予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。

なお、開札時には、落札予定者を決定することとするので、落札予定者は契約の履行に必要な所要の準備を進めること。

(7) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記3(4)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 入札説明書等、北海道開発局競争契約入札心得及び電子調達システム運用基準を熟読すること。

(9) 国土交通省が行う警察庁への意見聴取に対する協力について

本業務は、法第2条第7項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する法第10条第4号及び第6号から第9号までに規定する内容をいう。）への該当の有無を警察庁へ意見聴取することが必要な業務である。

そのため、入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところに従い、国土交通省（当局を含む。）が行う警察庁への意見聴取に協力しなければならない。

なお、必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力しているとは認められないときは、北海道開発局競争契約入札心得第6条第1項第11号に該当するものとして入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される。）ことに留意すること。

また、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される。）ことに留意すること。